

決議書及び要望書

宮城県市長会

決 議 書

宮 城 県 市 長 会

決議書提出先

【東日本大震災からの復旧・復興に関する特別決議】

復興大臣、復興庁宮城復興局

【新型コロナウイルス感染症対策について】

総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣
国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から9年が経過し、被災自治体においては、国内外の多くの皆様からのご支援をいただき、復興まちづくりに向け、着実に歩みが進んでいる。このような中、復興・創生期間満了まで残り1年を切り、昨年12月20日には、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針が閣議決定された。

基本方針では、復興庁の期限を10年間延長し、専任閣僚を置き、復興予算の特別会計・震災復興特別交付税も継続する等の方針が示される一方、地震・津波被災地の復興事業支援については、5年の期間が示された。しかしながら、被災地の復旧・復興が実現されるためには、期間にとらわれることない柔軟な対応が必要不可欠である。

よって、国及び県は、今後とも、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けた取組みを一層加速していくために、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 震災からの復興を成し遂げるために必要な事業について、今後とも復興の進捗に応じ、財源を確実に措置すること。また、復興事業の加速化を進めているところであるが、今後は関連工事との工程調整等により復興・創生期間に完了が危ぶまれる一部のハード事業に加え、コミュニティの再生など新たなまちづくりの諸課題への継続した対応が必要なことから、被災規模や地域の実情に応じた復興まちづくりを実現するため、復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等の地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講ずること。
- (2) 復興事業の実施にあたり、震災記憶の風化及び他地域での災害等の影響から、各支援自治体では人員派遣が困難となる状況が見受けられることから、復興を遂げるまでの間、被災市町村への職員派遣や任期付職員の採用に加え、復興支援専門員の配置について必要な措置を継続すること。
- (3) 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。よって、国は、災害援護資金の償還について、自治体の国に対する履行期限を延長すること。また、災害弔慰金の支給等に関する法律等に規定されている償還免除について、自治体と協議の上、具体的な基準を明示すること。併せて、債権回収に向けた自治体個々の取組みに係る経費について助成を行うとともに、国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を

実施すること。

- (4) 復興特区法に基づく、地方税の課税免除等を行った自治体に対する減収補てん措置について、復興・創生期間終了後に生じる減収分も含め、これまでと同様の措置を継続すること。また、令和2年度末までとされている復興特区における税制上の特例措置の期限を、令和3年度以降についても延長するとともに、復興特区税制や規制の特例、復興整備計画、金融の特例の対象地域重点化については、それぞれの地域の状況の把握に努め、延長が必要な地域は確実に指定すること。
- (5) 災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、被災者の速やかな生活再建や安定した暮らしの確保及び被災市町の復興に必要不可欠な事業であることから、復興・創生期間終了後も新たな制度において、これまでの支援水準を維持するとともに国の財政支援を継続すること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対して、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、小中学校全学年の35人以下学級早期実現など弾力的な学級編制が可能となるよう、加配教員の継続した配置及び教育復興加配終了後の特段の措置を図ること。
- (2) 震災によるPTSDを抱える児童・生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから養護教諭や就学援助の増加等に対応する事務職員も含めた加配の充実を図ること。
- (3) 被災児童生徒就学支援等事業について、令和3年度以降も全額国費による支援を継続すること。
- (4) 被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金の交付期間の延長またはそれに変わる補助金等の新設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (5) 被災者生活再建支援金制度について、津波により住家全体が流失・滅失した場合の支援拡充や宅地被害に対する支援の必要性など、さまざまな課題が明らかとなったことから、総合的な制度の見直しを図ること。

3. 地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について

- (1) 農業集落排水事業の廃止に係る農業集落排水施設の撤去及び充填処理等を国費で対応するとともに、廃止に伴い滅失を行う施設について残存する債務の償還を免除する制度の創設を検討すること。
- (2) 震災以後、大雨時に仙塩流域下水道管内市町において、地盤沈下や地下水位の変動などに起因していると考えられる公共下水道（汚水）マンホールからの溢水が見受けられ、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されていることから、対応施設の早期完成、解決のため必要かつ十分な財政支援を講ずること。
- (3) 防災集団移転元地の活用について、多額の財源調達が必要となり復興・創生期間終了後の

課題であることから、防災集団移転元地の土地利用を推進できる新たな補助制度を創設するなど、令和3年度以降の財政措置を検討すること。

- (4) 被災地の自立に向けて、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、被災地への新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、特段の措置を講じること。
- (5) 防災集団移転促進事業の移転元地の利活用を推進するため、特定住宅被災市町村の防災集団移転促進事業内区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の特別控除（2,000万円）（所得税及び法人税の控除）及び土地交換を行った場合の特例措置（登録免許税及び不動産取得税の免除）を継続すること。

4. 原発事故に対する対応について

- (1) 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや仮置場・長期管理施設の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任をもって対応すること。また、8,000Bq/kg以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が処理に取り組む場合は、国は柔軟な対応と十分な負担を行うこと。
- (2) 除染事業により発生した除染廃棄物や除去土壌の処分については、住民の強い不安感、拒絶感により進まない状況であることから、国が主体的に責任を持って説明するとともに、財政的、技術的支援に止まらず、国の責任において処分すること。
- (3) 汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分基準を定める省令の早期策定を求めるとともに、その処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応すること。
- (4) 親水空間として多くの市民が利用している河川等の除染対策の方針を早急に示すとともに、適切な措置が講じられるまでは、測定ポイントを河川毎に適切に選定の上、空間放射線量の測定を継続的に実施し公表する等、十分な情報提供を行うこと。
- (5) 福島第一原子力発電所の汚染水対策について、平成25年9月に国が前面に出て汚染水対策を実行していくという基本方針を発表しているが、その後も流出が疑われる事態が判明していることから、国が主体的に取り組み、実効性のある地下水対策、汚染水流出阻止及び風評被害防止に関する措置を速やかに実施すること。
- (6) 原発事故に起因する農林畜産物、水産物に係る風評被害対策を講じるとともに、東京電力に対し損害賠償の拡大及び早期支払を指導すること。また、観光業の風評被害について、宮城県内の観光業に対する影響を正しく認識し、福島県と同様の内容で損害賠償するとともに、東京電力に対しては、東北以外の地域からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか1年間とした対象期間を将来にわたって認めるよう指導すること。
- (7) イノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状況下においては、単一の市町村だけでの対策では限界があることから、これまで、国・県が主体となり、広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を行うよう要望を重ねてきた。国においては、令和元年度から、広域連携等による対策が図られるよう東北農政局主催の鳥獣被害対策会議を被害の大きい県南地域で開催するなど、新たな取組を始めた。一方、県は、

平成 29 年度より「指定管理捕獲事業」による捕獲、駆除に着手し、平成 30 年度は県央・県南地区を計画区域に定め、イノシシを主とした事業計画を提示した。令和元年度には、実施区域を県内 20 市町村から県内全域に拡大し、令和 2 年度は捕獲計画頭数を大きく増加させている。今後、対象市町村の現状を十分に把握し、生息状況に応じた広域的な計画を策定すること。また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており、埋設あるいは解体を経ての焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、捕獲現場で解体作業に従事する地元猟友会の負担が大きくなっていることから、解体せずに処分可能な減量化処理施設設置への全額補助など、猟友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策を行うこと。

- (8) 30km 圏外の地域に対する原子力防災対策の基準や対策の具体的内容を早急に明らかにするとともに、対策実施段階での具体的な手順や方法を提示し、対策に要する費用について十分な財政措置を講じること。特にモニタリングポストの設置等、防護対策のための資機材の整備・維持管理に係る財源措置を講じること。

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスによる感染症は、人類にとって第2次世界大戦以降最大の危機とまで言われ、また、有効なワクチン等の開発も始まったばかりであり、世界的に感染者数は増加し続けている。

我が国においても、新型コロナウイルス感染症によって国民生活及び経済活動に甚大な被害が生じており、住民に最も近い行政機関である市町村が果たすべき役割は大きく、住民の生命や生活を守るためには医療・雇用・経済等の各分野における大胆かつ継続的、総合的な対策が必要となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 医療提供・検査体制の充実・強化

- (1) 感染の封じ込めを行うためには、国・県・市町村間での情報共有が必須であることから、市町村への情報提供は速やかに行うこと。
- (2) 国は、十分な医療体制が維持できるよう病院間の支援ネットワークや看護師派遣などの医療人材の確保について、広域的な医療関係機関の支援体制の整備を図ること。
- (3) 医師が必要とするPCR検査が遅延なく確実にできる検査体制を整備すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症ワクチン、治療薬の開発を早急に進めるとともに、開発後のワクチン接種、投薬は医療従事者が優先的に行えるようにすること。
- (5) 新型コロナウイルスの院内感染リスクに関する過剰な報道により、医療機関が風評被害等により診療対応が不可能とならないよう、国及び県は適正な報道の在り方について検討し、報道機関に対しコンプライアンスを遵守させること。

2. 医療資器材の確保等

- (1) 医療機関において、医療用マスクやガウン、手袋、フェイスガード等の防護具や人工呼吸器等の医療用資器材の不足が続いており、安全な医療提供体制維持のためにも、医療機関に対して必要な数量を速やかに配布するとともに、早期に医療機関が医療用資器材を適正な価格で安定的に調達できるよう供給体制を構築すること。

特に感染症指定医療機関に対しては、優先的かつ安定的に必要な数が供給されるよう、

早急に対策を講じること。

- (2) 救急搬送を担う救急隊等が使用するマスクや手指用消毒液、感染防止衣等の感染防止資器材については、これまで消防機関が調達し、隊員の感染防止策を講じてきたところであるが、価格が高騰しており、その経費が大きな負担となっていることから、感染防止資器材等の必要な数量確保のための財源措置を講じること。

3. 医療機関への財政支援

- (1) 感染症指定医療機関や入院協力医療機関等の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院では、病棟の一部の病床を感染症患者に充てる場合であっても、院内感染を防ぐために病棟全体を感染症患者専用とせざるを得ず、また、新型コロナウイルス感染症患者を診療したことによる風評被害のため患者が減少し、大幅な減収となってしまう。

一方、最前線で新型コロナウイルス患者の治療に従事する医師、看護師に対し、処遇改善を目的として、診療報酬上の評価が3倍に引き上げられたが、減収分を補うには至らない状況である。入院患者を受け入れる病床の確保への財政支援など一定の措置が行われているところではあるが、国は、減収分の補填のため、地域医療の実情に応じた更なるきめ細やかな財政措置を講じること。

- (2) 国は、地域における医療提供体制維持のため、感染拡大の影響に伴う外来患者の減少等により、経営状態が悪化している医療機関や公立病院の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。

4. インフルエンザ予防接種費用の助成

- (1) 新型コロナウイルス感染症のワクチン・治療薬が存在しない状況下においては、地域の医療機関の負担軽減のために、インフルエンザの罹患者を減らし重症化を予防する必要がある。よって、任意接種となっている若年層のインフルエンザ予防接種費用の補助制度を創設すること。

5. 介護・福祉支援

- (1) 国は、新型コロナウイルスの感染が拡大する状況でも、社会機能の維持に必要不可欠なものとして業務を続けてきた児童福祉施設、保育施設、放課後児童クラブ等の職員に対し、医療従事者や介護サービス従事者と同様に、全額国費により慰労金を交付

すること。

- (2)生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく住居確保給付金については、要件の緩和が図られているところであるが、対象者が拡大しており、地方自治体の財政負担について、全額を国費とすること。
- (3)特別支援学校等の臨時休業に伴い、臨時かつ例外的に要件が緩和され、放課後等デイサービスの代替的支援が認められることになり、このことにより増加した利用者負担を免除するための地方財政負担が急増していることから、事業に係る地方自治体の財政負担について全額を国費とすること。

6. 教育支援

- (1)学校の臨時休業に伴い、児童館等で実施した放課後児童クラブ、学童保育に係る追加費用については、国の責任において財政措置を講じること。
- (2)学級編成の標準について一層の見直しを図り、当該小中学校全学年に少人数学級を拡大すること。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「新しい生活様式」が推進されたことに伴い、3密（密集、密接、密閉）回避の観点からも、少人数学級のより一層の推進を図ること。

7. 地域経済・雇用対策

- (1)国は、経済的に大打撃を受ける観光業、飲食業、旅客運送業等や中小企業や個人事業主への融資、助成や固定費負担の軽減措置などの大胆な支援策を引き続き講じること。支援事業の実施に当たっては、地方自治体や事業者等の現場の意見を踏まえ、弾力性が高く事務負担の少ない制度設計とすること。また、中小企業や個人事業主が、感染症の影響を乗り越えるために行う前向きな投資や、感染症防止対策への支援を拡充すること。
- (2)「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」に該当し、地方自治体在家計・生活支援、事業主等への支援の観点から住民・事業主に支給する給付金等については、所得税の非課税所得とすること。
- (3)持続化給付金等、国が事業主及び労働者等の雇用維持への支援の観点から助成する給付金等については、法人税等の非課税所得とすること。
- (4)雇用の維持に係る相談支援体制等の強化、地方公共団体と連携した緊急雇用対策の実施など、雇用環境の改善へ向けた支援策を講じること。特に新卒者等の採用枠の減少が懸念されていることから、企業等への採用枠の維持や、WEBを活用した企業説明

会や面接会などの柔軟な環境づくりへの特段な配慮について継続的に働きかけること。また、雇用調整助成金等の特例措置の更なる拡大、及び支給迅速化のための手続の簡素化を図ること。

(5) 地方公共団体以外の各事業者が、事業継続やコロナ収束後の誘客等を目的に、割増商品券や事前予約観光宿泊券等を発行する場合、資金決済に関する法律の規定により、商品券の使用期限が発行した日から6ヶ月を超えると法律の適用を受けることとなることから、今般の新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、適用除外となる使用期間を発行の日から1年に延長すること。

(6) 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業における肉質分析等の要件については、早急な支援が必要である現状を鑑みて要件を緩和し、さらに助成額を増額すること。

畜産経営のセーフティネットである肉用牛肥育経営安定交付金事業（牛マルキン）について、新型コロナウイルス感染症による影響が収束するまで、生産者負担金の納付猶予を継続するとともに、交付金による補填額を10割とし、全額国が負担すること。

黒毛和牛を食材に活用する宿泊キャンペーンなど、消費拡大に向けた費用を助成すること。

(7) 利用者の減少により影響を受けているバスなどの地域公共交通機関については、安定経営に向けた積極的な支援を講じること。

(8) 震災から10年の節目に、令和3年4月から6ヶ月間、東北6県が合同で行う広域ステーションキャンペーン（東北DC）が開催され、来春のNHK朝の連続テレビ小説は本県が舞台となるなど、東北に一層の関心が寄せられることとなる。豊かな自然が残る東北地方の魅力を内外に発信し、国内他地区に比べ、最低レベルにある入込客数の増大につなげるため、アフターコロナも見据え、各種の事業実施に当たって国による特段の財政支援を講じること。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大は、大都市部での生活の脆弱性や危険性を改めて浮き彫りにするに至った。一過性の観光振興策とすることなく、東北への移住定住の契機となり、真の地方創生が実現できるよう、併せて特段の措置を求める。

8. 地方財源確保、自治体への財政措置

(1) 地方交付税の財源である所得税、法人税等の減収が想定されることから、当該減収分については、国の責任において財源を補てんし、自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政

運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。

(2) 国は、市税等の徴収猶予や軽減措置によって、市税等の収入の落ち込みが想定されることから、市町村の財政運営に支障が生じることのないよう、特段の財政措置を講じることはもとより、地方税法第 323 条に基づく所得激減者に対する減免措置を行ったことにより生じる個人住民税の減収額についても、全額を国費により補填する措置を新たに講ずること。

また、新型コロナウイルス感染症対策のためのシステム開発・改修費用など、感染症対策のため、特に市町村が支弁した事務経費については全額国費により措置すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の実行に際して必要となる地方負担はもとより、今後新たに必要となる地方負担についても、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置を講ずること。特に、長期化も見据えた対応として、令和 3 年度以降についても継続的な財政措置を講ずること。

(4) 地方税の徴収猶予措置に伴い生じる減収に対する徴収猶予特例債については、返却期間を 1 年以内と限定しないこと、また徴収実績に応じた返済額とすること。あわせて、借入利子が地方の負担とならないように無利子貸付とすること。

(5) 令和 2 年度限りとなっている緊急自然災害防止対策事業債の発行や令和 2 年度が期限とされている個別施設計画の策定等の各制度について、地方公共団体において感染症対策に注力する体制が確保されるよう、その期限を令和 3 年度まで延長すること。

(6) 県の緊急事態措置に基づき休業要請の対象となった施設のうち、公共施設を臨時休館とした際に生じた地方自治体の損失（指定管理者制度における指定管理者への補てんを含む。）について、国の責任において財政措置を講ずること。

また、施設の利用キャンセルや利用自粛等が多数発生しており、公共施設を運営する地方自治体の入場料収入や施設使用料の事業収入が減少していることから、事業収入減収に伴う地方自治体への財政支援措置を講ずること。

国への要望書

宮城県市長会 要望内容と提出先

提出先	頁	総務大臣	法務大臣	外務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	環境大臣	防衛大臣	内閣府特命担当大臣 (防災)	国土強靱化担当大臣	内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	内閣府特命担当大臣 (少子化対策)	内閣府特命担当大臣 (マイナンバー制度)	内閣府特命担当大臣 (海洋政策)	内閣府特命担当大臣 (地方創生)
「令和元年東日本台風」による災害について	1	○						○		○			○	○					
国土強靱化に資する施策への財政支援の拡充について	4									○			○	○					
公共事業関係費の確実な確保について	5									○			○	○					
会計年度任用職員制度の施行に伴う増額経費の財源措置について	7	○																	
SDGsの推進に係る支援について	8	○		○							○								○
社会保障・税番号制度の運用などに係る財政措置について	9	○			○	○	○											○	
公共施設等適正管理推進事業の措置期間の延長について	10	○			○														
森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて	11	○						○			○								
国が委嘱する職の人材確保に向けた支援について	12	○	○				○												
過疎地域に対する支援の継続について	13	○						○		○									○
地上デジタルテレビ放送視聴に係る維持管理等補助制度の創設について	14	○																	
松島基地周辺対策の促進について	15											○							
緊急防災・減災事業債の期限延長について	16	○								○			○	○					
地域医療の充実について	17	○			○		○												
生活困窮者自立支援法関係予算の充実について	20						○												
国民健康保険制度の改善強化について	21						○												
介護保険制度の充実について	23						○												
医療・介護施設に係る財源措置及び医療・介護職員の確保について	25						○												
医療費助成制度の充実強化について	26						○												
骨髄バンクドナー助成制度について	27						○												
保育施設の運営及び設置、維持管理等に係る国庫補助制度の拡充について	28						○												
出産・子育て環境づくりの拡充強化について	29						○										○		
障害福祉サービス事業者等の不正防止対策等について	30						○												
GIGAスクール構想実現に係る各種支援について	31					○													
学校施設等の整備に係る財源の確保について	32					○													
学校教育指導体制の充実について	34					○													
特別支援教育の充実について	35					○													
農林水産業におけるTPP11協定等の経済連携協定対策について	36			○				○											
強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について	37							○											
水産都市における諸課題への対応について	38			○				○	○		○								○
国際ニアコライダー(ILC)誘致への積極的な取り組みについて	41					○													
航空機燃料譲与税の交付額の拡充について	43									○									
県内基幹交通網の整備について	44									○									
みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について	46									○									
三陸沿岸部の道路交通網の整備について	48									○									
仙台北部道路の整備促進について	50									○									
仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の整備について	51									○									
白石・角田・山元間の広域的な幹線道路の整備促進について	52									○									
国道349号の整備促進について	53									○									
国道4号・6号交差点改良整備促進について	54									○									
仙台塩釜港(石巻港区)の整備促進について	55									○									
阿武隈急行線車両更新に伴う財源措置について	57									○									
一級河川迫川流域に係る総合的な治水対策事業等の実現について	58									○									
水道事業に対する財政支援の拡充等について	59						○												
下水道事業高資本費対策の対象要件について	60				○				○					○					
被災した個々の宅地の迅速な安全確保と早期復旧のための支援制度の構築について	61									○									

※網掛は今回新たに要望する事項及び趣旨を新たにした要望事項

「令和元年東日本台風」による災害について

令和元年10月12日から13日にかけて、1都12県に特別警報が発せられた「令和元年東日本台風」は、これまでに経験したことのないような記録的な大雨や暴風をもたらし、北日本から西日本の広範囲にわたり、河川の氾濫や大規模な浸水、土砂崩れなどにより、人的被害や、多くの住宅が床上・床下浸水に見舞われるとともに、家屋が倒壊又は損壊する等の建物被害のほか、道路、河川、水道等のライフライン、農林水産業施設や工場、商店などに甚大な被害が発生し、被災地に深刻な影響を及ぼした。

現在も、被災地では被災者支援に全力を挙げて取り組んでいるところであるが、被災地の住民が一日も早く日常の生活を取り戻すためには、国による復旧・復興に向けた継続的な財政支援など、迅速かつ丁寧な対応が不可欠である。

よって、被災地の一日も早い復旧・復興に向けた取組を強化するとともに、次の事項について、既存の制度等にとらわれることなく、万全の措置を継続的に講じるよう強く要望する。

記

1 道路・河川・その他公共施設等の復旧に向けた支援

道路、河川、その他公共施設等の復旧に向けた、財政的・技術的な支援を継続的に実施すること。

2 災害復旧事業の推進

災害復旧事業については、早期完了に向けて十分な財政措置を講じるとともに、再び災害が発生しないよう改良復旧を積極的に推進すること。特に被害を受けた阿武隈川、鳴瀬川、吉田川等については堤防の強化・整備を速やかに行い、今後、河川の決壊、越水が発生しないようにすること。

3 農林業や商工業の復興に向けた支援

農林業及び商工業については、被災により経営に支障をきたした生産者及び事業者に対し

、事業の回復に向けて金融支援をはじめとする必要な経営支援策を講じること。

4 被災自治体への財政上の配慮等

被災自治体において生じる応急対策や被災者の救援、復旧・復興対策等に係る特別な財政需要について、被災自治体の行財政運営に支障が生じることのないよう、国庫補助負担金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による必要かつ十分な財政支援策を講じること。

5 防災意識と防災力向上等の推進

- (1) 被災自治体のレジリエンス（回復力）向上を図るためにも、平時における市民の災害への備え、公務員の防災制度の習得を促進するなど、更なる防災力強化に取り組むこと。
- (2) 発災直後において、被災自治体からの要請を踏まえた、TEC-FORCE等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、災害復旧、復興段階における、国からの継続的な人的・技術的支援による、早期の復旧・復興の実現のための支援を行うことができるよう、平常時からホットラインの確立や必要な人員・資機材等の確保を図るなど、防災・減災のための自治体に対する支援体制の強化を図ること。
- (3) 災害時におけるSNS等の活用や多言語による災害情報の発信など、被災エリアの全ての人々の命を守る行動を支援する仕組みづくりを構築すること。

6 ボランティアセンターの運営経費への財政支援

災害時のボランティアセンター運営に要した経費の大半は、最終的に被災自治体が負担することとなっているが、これらの経費については、国等による直接的な財政支援策がなく、その負担は看過できないものとなっていることから、ボランティアセンターに要した経費への財政支援策を講じ、被災自治体の負担を軽減すること。

7 新たなり災判定基準の確立

現行の水害におけるり災判定の基準は、浸水の深度を基準としており、わずか数センチメートルの差によって、被災者が受ける各種支援策等に大きな差が生じていることか

ら、被害の実態に即した判定基準を早期に確立し、なおかつ迅速な判定ができる判断基準を設計すること。

国土強靱化に資する施策への財政支援の拡充について

我が国では、近年、大規模な自然災害が頻発し、本市においてもこの10年の間に2011年の東日本大震災、2015年の関東・東北豪雨、2019年の令和元年東日本台風を経験し、津波や大雨による人的・物的被害のほか、法面崩落や河川の増水などによるインフラの損壊による大きな社会的損失を受けてきた。

これに対し、国が示している国土強靱化理念のもと、住民の安全、安心を守るためにこれまで様々な対策を講じてきたところである。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策は2020年度末までとなっているが、2021年度以降についても、道路や下水道・河川施設、農業用水利施設等の耐震化や老朽化対策、道路の代替路整備・無電柱化、下水道事業や河川事業による浸水対策の強化、グリーンインフラの活用といった様々な重要インフラの機能強化や維持のための対策をより一層加速的に推進する必要がある。

よって、大規模な自然災害に備え、重要なインフラの機能維持を図り、国土強靱化に資するために必要な財源を確実に措置するよう要望する。

公共事業関係費の確実な確保について

国及び県支出金により実施する公共事業については、交付額が当初予算計上額から大幅に減額された場合、事業縮小や事業延期等に伴う議会及び地域住民への理由説明や事業計画の変更、事業執行のための一般財源の拠出等、市においてさまざまな対応をせざるを得ない状況となっている。

国の公共事業関係費は、平成 22 年度予算編成において大幅に削減されて以降、当初予算ベースでは 5 兆円規模の極めて低い水準で推移している。

しかしながら、近年、全国各地で毎年のように水害などの災害が発生しており、令和元年東日本台風による大雨は各地で甚大な被害をもたらし、宮城県内では死者 19 名、行方不明者 2 名、全壊 302 棟、半壊・一部損壊・床上床下浸水は 19、600 棟を越え、今なお、多くの住民がかつての日常に戻れない生活を余儀なくされている。

国民の生命・財産の保護は行政の果たすべき根幹的な責務であることから、国土強靱化の確実かつ計画的な遂行、老朽化する道路ストック・農業水利施設等の適切な維持管理並びに予防的・計画的修繕を実施していく必要がある。特に本市においては平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨で決壊した河川が今回、再び決壊しており、原形復旧にとどまらない徹底的な改良復旧を図ることが求められる。

さらに、国民の生命、財産を守るためには、十分な財源と職員を継続的に確保していかなければならず、また、地域の建設業は、社会資本の整備や災害時の緊急対応及び復旧を行うほか、地域雇用を支える産業として重要な役割を担っており、建設業の活性化及び健全な発展による地域の活力維持や安全・安心の確保といった観点からも補正予算も含めた公共事業関係予算の長期的・安定的な確保が必要となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国土強靱化施策を総合的かつ計画的により一層強力な推進を図るため、公共事業関係費を当初予算ベースで平成 21 年度以前の 7～8 兆円規模に回復させ長期的・安定的に確保す

ること。

- 2 地域の多様なニーズに対応するため経済対策としての使途を限定しない補正予算を編成し、地方創生のためにも事業を推進すること。
- 3 災害に強い道路の構築など事前防災・減災対策を強力に推進するとともに、急速に老朽化が進行する道路施設等の予防的、計画的な修繕のために、老朽化対策費用について別枠で予算を確保すること。
- 4 毎年のように発生する豪雨水害に対応するため、排水機場のポンプ能力増強等による排水体制の強化や、総合的な排水機能を強化し、関連する河川について整備促進を図ること。また、河川整備計画の全県的な見直しを進め、適正な河川の維持管理・点検を実施し、河川の再度災害防止と水害常襲河川の解消に向け、災害に強い川づくり緊急対策事業の推進を図ること。
- 5 越水・破堤した河川などリスクの高い危険個所について、緊急的かつ強力な防災・減災対策のため、堤防決壊の防止及び堤防のかさ上げ、河道採掘など原形復旧にとどまらない徹底的な改良復旧を図ること。
- 6 迅速な災害復旧及び災害の防止を徹底させるために、資機材の充足および地方整備局や河川国道事務所の人員体制の維持・充実を図ること。
- 7 予算概算決定等を公表する際に市への予算配分の目安を公表すること。
- 8 長期安定的な道路整備・管理が進められるよう東日本大震災の復興期間および防災・減災・国土強靱化緊急対策期間終了後も中長期視点により、令和3年度以降も安定的な道路予算を確保するとともに、新たな財源の創設を検討すること。

会計年度任用職員制度の施行に伴う増額経費の財源措置について

本年度から施行している会計年度任用職員制度に要する経費については、普通交付税の算定において財政措置されることとなっている。

具体的には、普通交付税の各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員は、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給等に要する経費を積算しており、その他の会計年度任用職員は、包括算定経費（人口）において所要経費を一括計上されると示されている。

しかし、会計年度任用職員の給料及び報酬については、常勤職員の給料表に紐付けた給与水準や職務経験等の要素を考慮して定めるべきとされたことから、各地方公共団体の人件費の増加は著しいものがあり、今後の財政的見通しは非常に厳しくなっていくと想定している。

よって、本制度によって生じた報酬等の増額分の経費についても十分な財源措置を講ずるよう要望する。

SDG s の推進に係る支援について

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDG s）」は、2030年を期限とした国際社会全体の開発目標である。

国においても持続可能な開発目標（SDG s）推進本部を設置し、2018年6月には、国内29自治体を最初の「SDG s 未来都市」として選定している。

本県からは東松島市が被災地で最初に選定されており、東北地方で選定を受けた市町による首長サミットの開催、市民への周知などを行ってきたが、今後さらに具体的な取組を進めるためには、一定の財政支援措置が必要不可欠である。

また、地方自治体として、今後SDG sを普及展開していくためには、その普及啓発活動に対する一定の支援策も求められる。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 SDG s 未来都市に選定された自治体に対する国庫補助メニュー拡充及び様々な主体的取組に対する交付金や地方交付税等により財政支援措置を強化すること。
- 2 SDG s の普及啓発に向けた取組を推進すること。

社会保障・税番号制度の運用等に係る財政措置について

社会保障・税番号制度の導入及び運用に係る財政措置については、平成26年度から平成28年度までの措置として社会保障・税番号制度システム整備費補助金が創設されたが、当該補助金は、対象システムや経費の範囲が限定されていたため、当該制度の影響により改修を余儀なくされたシステムであっても補助対象外となるケースや、自治体の規模、システムの類型別に上限額が設定されていたことにより所要額が補助限度額に収まらないケースが生じ、各自治体において多額の財政負担が生じている。

また、転入者の保育料算定に必要な前住所地の住民税情報の取得など円滑な事業遂行のため、子ども子育て支援システムの整備が必要となるが、社会保障・税制番号制度への対応のためのシステム整備等が補助対象となっておらず、自治体に財政負担が生じている。

さらに、情報セキュリティ対策について、情報セキュリティ強化対策費補助金が措置されたところであるが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金と同様に、所要額が補助限度額に収まらず、多額の財政負担が生じている。

よって、社会保障・税番号制度の運用及び情報セキュリティ対策の確保のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 社会保障・税番号制度の運用に起因するシステム改修については、全額国庫補助とすること。
- 2 子ども子育て支援システムを社会保障・税制番号制度システム整備費補助金の対象システムとし、平成27年度からのシステム改修等の経費に対して、各自治体の実情に応じた基準額で遡及適用すること。
- 3 情報セキュリティ対策については国の責任において万全の対策を講じ、自治体に新たな財政負担が生じることのないよう十分な財政措置を講じること。

公共施設等適正管理推進事業の措置期間の延長について

公共施設の老朽化の状況や人口減少・少子高齢化等の現状を踏まえ、公共施設の最適配置を実現していくためには、公共施設の集約化・複合化や転用を進めていくことが重要であり、これらの取組を後押しするため、事業期間を平成27年度から3年間とした新たな地方債（公共施設最適化事業債）措置が創設された。

また、公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、公共施設最適化事業債等を再編し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）に係る事業を追加するなどの内容を拡充した事業期間を平成29年度から令和3年度とした「公共施設等適正管理推進事業債」が創設され、平成30年度には長寿命化事業の対象を追加する等の拡充がなされた。

しかしながら、地方は、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、平成28年度までに公共施設等総合管理計画を策定し、さらに同計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定めるため、令和2年度までに「個別施設計画」を策定するものの、「個別施設計画」の策定後の公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の実施については、多くの時間と費用を要すると見込まれる。

よって、地方の現況を鑑み、公共施設等適正管理推進事業の措置期間の延長等、公共施設等の適正管理の推進における必要かつ十分な財政支援を講じるよう要望する。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて

森林環境税及び森林環境譲与税については、全国市長会として、「森林環境税については、その税収を全額地方の税財源にするとともに、森林整備等に係る国・都道府県・市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みとするなど、地方の意見を十分に踏まえ、創設に向けて具体的な設計を進めること」を要望していた。また林野庁等でも「京都議定書」に基づく温室効果ガス削減目標の達成や、近年頻発する山地災害の防止、人口減少の克服と地方創生のより確実な実現に向けて、創設が議論されてきたところである。

これらを受けて平成31年度に創設された森林環境譲与税の譲与基準では、森林整備や担い手の育成、木材利用の促進や普及啓発の推進を目的として、全国に譲与される額の10分の5を私有林人工林面積で、10分の2を国勢調査の林業就業者数で、10分の3を国勢調査の人口で按分することとされた。

しかしながら、按分割合については森林環境の保全等を目的とした超過課税分の活用状況を参考に設定されたものであり、森林環境譲与税の配分に際しては今年度の実績を踏まえ、森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるために真に効果的な活用に向けた再検討を行う必要がある。

よって、森林環境譲与税の効果が最大化されるよう私有林人工林面積、林業就業者に比重を置いた按分割合に見直しを行い、山間部等への配分を強化するよう要望する。

国が委嘱する職の人材確保に向けた支援について

国は、民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談委員などの地域において社会福祉の増進のための相談業務や、人権の擁護と自由人権思想の普及・高揚のための業務、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談業務を担う職については、市町村からの諸手続きを経た上で、その推薦を受け委嘱している。

これらは法制度創設後、長い歴史を経て現在に至っている職であり、委員就任者はその職設置の目的に鑑み鋭意活動を行ってきたところであるが、制度発足時とは、取り巻く社会環境が大きく変化し、認知症高齢者への対応や児童虐待、ひきこもり、いじめの問題等、さらには東日本大震災以降、地域の絆の重要性が求められており、対応すべき問題が複雑多岐にわたる状況となっている。

こうした状況下にあるものの、年齢制限等の要件もあることから、各委員の持続的な人材確保に非常に苦慮している状況にある。

よって、全国的な委員の推薦事務の状況、課題を把握するとともに、持続的な人材確保を図るために、活動範囲の整理や制度及び活動の理解促進、活動費の更なる増額の検討等、活動環境の整備に向けた必要な措置を講じるよう要望する。

過疎地域に対する支援の継続について

過疎対策については、昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域では、多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものであり、国全体に対して過疎地域が果たしている役割は大きい。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものである。

よって、令和3年3月末をもって失効する現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の期限終了後も、引き続き、総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興・持続的発展が図られるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 継続的に過疎地域の振興が図られるよう、令和3年度以降における新たな過疎対策法を制定すること。
- 2 現行過疎法の期限終了後も、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう過疎対策事業債及び各種支援制度の維持を図ること。
- 3 過疎地域市町村を含む合併があった市町村において、過疎地域の振興が図られるよう現行法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」を引き続き設けること。

地上デジタルテレビ放送視聴に係る維持管理等補助制度の創設について

地上デジタル放送への移行に伴う国の支援として、共同受信施設（共聴組合）に対し、新規の施設整備と既存のアナログ設備改修を進めてきたが、既存のアナログ設備の改修では、国の補助制度上、アンテナの交換など必要最小限の改修しか認められなかったため、事業の対象外とされた既存ケーブル等が老朽化し、改修が必要な状況が生じている。

しかしながら、機器更新には多額の費用がかかることから、老朽化に伴う改修が進まない状況にある他、高齢化に伴い、共聴組合の加入世帯が減少し、維持管理費の負担増加も懸念されているところである。

また、地理的条件などから共聴施設対策や高性能アンテナ対策等の手段が講じられず、やむを得ず光回線を利用し、地上デジタルテレビ放送を視聴している世帯にあっては、毎月自己負担が発生しており、平等な情報享受の面で課題となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 共同受信施設の老朽化及び自然災害に伴う機器更新費用並びに維持管理費用について、補助制度を確立すること。
- 2 地理的条件などの理由から、やむを得ず自己負担により、ひかりTVを利用している世帯に対する補助制度を確立すること。

松島基地周辺対策の促進について

航空自衛隊松島基地は、東日本大震災で被災したものの、現在はブルーインパルスが帰還し通常訓練に戻るとともに、引き続きF2戦闘機戦闘パイロットの最終訓練基地等として、国防の重要な任を担っている。

一方で、ブルーインパルスは市街地上空での訓練が避けられないとともに、F2戦闘機の騒音等の状況から、基地周辺の土地の利活用上の制約等もあるなど、市勢発展にも一定の影響を及ぼしている。

基地の安定使用には、周辺住民の松島基地に対する理解を得ることが重要であり、周辺地域の住民は、安全と福祉及び良好な生活環境を確保するための施策を切実に願っているところである。

よって、松島基地周辺対策に関し、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 航空自衛隊松島基地の所在に伴う民生安定施設の助成事業について、今後も当該助成を活用して整備を進めるに当たり、補助率割合の引き上げ、社会情勢の変化・要望等に対応できる用途等の拡大（放課後児童クラブ等）、施設活用の長寿化のための整備に資する改修対象経費の拡大、維持管理費に対する助成制度の創設及び確実な財源確保を講じること。
- 2 特定防衛施設周辺整備調整交付金について、被災地域及び合併市町村の実情に配慮した算定方法に改めること。また、ブルーインパルスの訓練は市街地上空での低空飛行による危険度等の特殊性を考慮し、同交付金の増額を講じること。
- 3 国有提供施設等所在市町村助成交付金について、非対象資産となっている土地、建物、工作物についても対象資産に含めること。また、同交付金が固定資産税の代替的性格を持つものであることから、固定資産税に相当する額を確保し、増額交付すること。

緊急防災・減災事業債の期限延長について

自然災害は、近年、大規模化・激甚化する傾向にあり、各地で河川の決壊、氾濫、道路や橋梁の寸断、土砂崩れなど、甚大かつ深刻な被害を及ぼしている。

宮城県地域防災計画では、「避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う」など、避難の長期化対策としての生活環境の確保を掲げている。

また、今般、新型コロナウイルス感染対策としてマスク着用の励行を促す中で、夏期においては熱中症対策の観点から避難所にエアコンを整備していく必要がある。

こうした避難所の設備の整備を計画的に整えていくうえで「緊急防災・減災事業債」は極めて重要な財政措置となっているが、令和2年度までの予定となっていることから、令和3年度以降も継続するとともに制度の恒久化についても要望する。

地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担っており、地域医療に欠かせない存在である。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏毎に見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、五疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）や五事業（救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が強く望まれている。

よって、地域医療の充実のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院の経営安定化のため、救急医療を始めとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。
- 2 現行の消費税制度において、診療報酬が非課税である反面、医薬品や医療機器等の購入に係る消費税は病院が負担することになり、病院経営に対する影響は大きいものがあるため、これに係る税制度の抜本的改正をすること。
- 3 自治体病院の経営安定化に繋がるよう地域医療に係る診療報酬体系の見直しを図ること。
- 4 平成15年度から病院事業債の繰出基準を2分の1に減じているが、自治体病院の経営安定化を図るため、3分の2に復元して地方交付税に算入する等、財政支援措置を拡充すること。また、平成27年度より地方交付税の算定の基礎が許可病床数から稼働病床数に変更されたが、緊急時のバックアップ機能を維持するため、許可病床数を算定の基礎とすること。

- 5 県内の二次医療圏毎に医療機関の機能分担による整備を行い、小児科・産科医師を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。
- 6 救急医療体制を維持・確保するため、二次救急患者の転院体制を構築するなどにより、二次救急医療体制の充実強化を図るとともに、救命救急センター運営に対する財政支援を行うなどにより、三次救急医療体制の充実強化を図ること。また、夜間及び休日における適正受診を促すよう、更なる啓発を行うこと。
- 7 医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の入学定員の増員や医師に一定期間地域医療従事を義務付ける等のシステムを早急に構築する等、各種支援措置を講じること。また、「働き方改革」が叫ばれている中、医師をはじめとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題と捉えた上で、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策等、医療体制の一層の整備を図ること。
- 8 現行の医師臨床研修制度による影響分析と特定診療科目からの医師離れへの対策を講じるとともに、新専門医制度の導入により地方にバランスよく若手医師、女性医師が配置されるような仕組みを構築し、勤務医の地域偏在、診療科偏在が是正されるよう進めること。さらに、地域包括ケアを支える人材として、総合診療専門医の養成を図ること。また、医師が地方で安心して働ける環境整備への支援を行うこと。
- 9 医療が高度化、専門化する中で、高い水準の知識と技術を有する看護職員が求められ、所定の研修を受講した看護師の配置が、多くの診療報酬の要件となっているにもかかわらず、地方においては研修機会が少なく、さらに研修受講のためには、長期間、遠方への研修派遣により負担を余儀なくされている現状を鑑み、地方における看護師の教育体制整備及び財政措置を含めた養成教育への支援施策について、早急を実施すること。
- 10 夜間急患センターを含む医療施設、設備等設置に要する費用について、財政措置を講じるとともに、同施設の運営に要する経費として措置されている特別交付税について、算定条件である合計診療時間を段階的なものに改め、その区分に応じた算定額とすること。
- 11 自治体病院における電子カルテシステムの整備に伴うクラウド利用料などの情報処理費

用に対する繰出金の制度化と交付税措置を講じること。

- 12 病床数の適正化（ダウンサイジング）を進めるため、同一病棟での混合病床に対応した看護師配置基準の特例が認められるように措置を講じること。
- 13 「地域医療構想」の実現に向け、再編・統合等の取組みを実施する自治体病院に対し、病床ダウンサイジングや、統廃合により病床を廃止する際の財政支援を実施することとしているが、更に、令和2年度中に予定されている「新公立病院改革ガイドライン」の改定に伴う再編・ネットワーク化や経営形態の見直しを強力的に推進する観点から、民間譲渡を行う場合の既往債の繰上償還に対する借換債の措置、不良債務等の解消や退職手当の財源に対する措置、病院事業債（特別分）の交付税措置の拡充など、必要な地方財政措置や支援策を創設・拡充すること。
- 14 医師会附属看護学校の卒業生の多くは、地元への定着率も高く、地域医療の充実に大きく貢献しており、地域医療の維持・確保にとって非常に重要であるが、人口減少や少子化の影響等により生徒数が減少するなど厳しい経営環境にあることから、看護学校を安定的・継続的に運営していくための財政措置の充実を図ること。

生活困窮者自立支援法関係予算の充実について

平成27年4月1日から施行された生活困窮者自立支援事業のうち、生活困窮者が就労により自立した生活を目指す「就労準備支援事業」や、生活困窮者世帯の連鎖を断ち切るための「子どもの学習・生活支援事業」などの各種任意事業は、補助率が3分の2又は2分の1の補助事業となっている。

これらの事業は、国が4分の3を負担する必須事業である自立相談支援事業と一体的に取り組むことが必要であり、生活困窮者自立支援事業全体としての事業効果を着実に上げていくためには、国の責任において、十分な財政措置が継続して為されることが必要不可欠である。

よって、任意事業については、国庫補助率を4分の3に引き上げるとともに、国の責任において継続して必要な予算措置を行うよう要望する。

国民健康保険制度の改善強化について

国民健康保険は、他の医療保険に比べて被保険者に高齢者や低所得者が多く、その財政基盤は極めて脆弱であり、高齢化の急速な進展等による医療費の増加とこれに伴う保険料（税）負担の増大等のため、その事業運営は極めて憂慮すべき状況にあり、市町村及び被保険者の負担も過重なものとなっている。

国においては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正等様々な取組みを進めており、平成30年度からは都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村と共同で事業を運営することとなったが、新たな運営体制においても、国民健康保険制度を堅持し、安定的かつ健全な運営を図るため、直面する諸課題の解決に向けて、その責任を果たすことが求められる。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国民健康保険制度と他の医療保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、医療保険制度の一本化等の抜本的な改革を早期に行うこと。なお、こうした改革が実現するまでの間、地方自治体における国民健康保険制度の安定的運営を図るため、国の定率負担引き上げにより、更なる公費負担の拡大を図る等の支援措置を講じるとともに、制度改正を行うにあたっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料(税)負担を招かないよう配慮すること。
- 2 国民健康保険の運営に支障を来さないよう、震災からの復興状況、地域経済情勢、被保険者の年齢構成等、市町村の個別事情に即応した国民健康保険関係予算の措置を講じること。
- 3 被用者保険の資格得喪情報については、国民健康保険者への通報制度を確立し、マイナンバーによる情報提供ネットワークシステムを利用した資格の得喪処理を職権で行えるよう制度の改善を図ること。
- 4 世帯主が後期高齢者医療制度に移行することに伴い新たに国民健康保険被保険者と

なる被用者保険の被扶養者であった者及び非自発的失業者等に対する保険料の軽減・減免措置に伴う財政負担については、全額財政措置を講じること。

- 5 特定健診・特定保健指導について、被保険者の健康寿命延伸のため、保健師等必要な人材確保と所要の財政措置を講じるとともに、レセプト・健診等のデータの活用等により保健事業に積極的に取り組む市町村を十分に支援するなど、保険者が行う保健事業への支援を充実すること。
- 6 地方単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金減額措置を廃止すること。
- 7 各種制度改正に伴う電算システム改修経費については、地方の財政負担を招かないよう、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- 8 保険者努力支援制度及び財政安定化支援事業等に対する国庫負担の増額など、今後も継続して保険財政基盤強化に努めること。
- 9 国保料（税）の負担において、所得階層による負担率のひずみを是正するよう、制度の見直しを図ること。

介護保険制度の充実について

介護保険制度は、超高齢社会を迎える中、利用者が増加の一途を辿っていることに伴い、給付費が増大し、利用者のニーズも多様化している状況である。

このような中、市町村はこの制度を円滑に実施し、地域包括ケアシステムを構築していくため、最大限に努力しているところであるが、利用者が安心してサービスを受けられるよう、更なる制度の運営基盤の充実と一部制度の見直しが不可欠である。

よって、介護保険制度のより一層の充実を図り、安定的かつ健全な運営を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、東日本大震災からの復興状況も踏まえながら、十分な財政措置を講じること。
- 2 財政支援が必要な保険者それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について見直しを行うなど、十分な財政措置を講じること。
- 3 介護分野において、事業が継続され、事業者が質の高い人材を安定的に確保できるよう、適切な水準の介護報酬を設定するとともに、介護職員の処遇改善、介護人材の確保に向けて更なる措置を講じること。
- 4 介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤の整備について、必要な財政措置を講じること。
- 5 平成27年4月から公費による低所得者の保険料軽減制度が導入されたが、給付費の増加等による保険料の上昇傾向が今後も予想されるため、低所得者の実態を十分踏まえた上で、保険料や利用料の軽減策について、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- 6 介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、予防給付のうち訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行に伴い、地域格差が生じることがないように、市町村が地域の実情に応じて円滑に事業を実施できるよう適切な支援を行うこと。
- 7 電算システム改修をはじめとした市町村による事務処理体制構築にかかる費用について、地

域の実情に配慮し、十分な財政措置を講じること。

- 8 国が定める標準的な所得段階別対象者の条件のうち、基準額より所得の低い者の条件から、「世帯の課税状況」を除き、本人所得のみを対象とすること。

医療・介護施設に係る財源措置及び医療・介護職員の確保について

団塊の世代が後期高齢者（75歳）となる2025年度問題に対応するため、医療や介護の提供体制を整え、地域における医療と介護の総合的確保が必要である。地域の中で安心して暮らし続けるためには、地域の医療と介護の提供体制が重要であるが、経営面のほかにも、全国的に医療・介護従事者が不足しており、その確保については早急に対応が必要な課題となっている。

このような中、各自治体は介護職員確保のため独自に助成金制度や研修制度等の取組みを実施しているが、若年人口の減少も相まって、介護・福祉関連の職種は極めて求人が難しく、介護施設が必要とする介護職員の確保には至っていない状況である。また、地域医療を担う医療施設及び医療従事者を継続的に確保するための対策を講じる必要がある。

よって、医療・介護職員を確保し、地域社会における医療・介護の提供を確保するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 介護保険サービスが必要な方々に対して適切に提供できるよう、現在実施されている介護職員の処遇改善等の更なる充実を図ること。特に高齢化及び人口減少が懸念される地域における介護職員の確保・定着に向け、その職員の養成施設の配置も含め、新たな措置を講じること。
- 2 地域医療計画に定める地域医療を担う医療施設の継続的な運営を財政的に支援するとともに、医師・看護師等の医療従事者の確保定着を図るための対策が行えるよう、財源措置を講じること。

医療費助成制度の充実強化について

乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道府県により異なっている。市町村においては、少子化が進む中で、独自に対象年齢を引き上げるなどの上乗せ助成が行われていることから、少子化対策に関する地域間格差が懸念される。制度にかかる費用については、本来の乳幼児医療費自己負担の5割、上乗せ助成部分は10割を市町村が負担しており、平成29年度からの宮城県の制度対象年齢の拡充も、各市町村が行っている上乗せ助成に比して十分なものとは言えず、依然として市町村の財政を圧迫している状況である。

また、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度は、助成対象者等に対して、適切な医療提供の機会を確保するとともに経済的負担の軽減を図るものとして重要であり、欠かすことのできない制度であるため、制度の充実強化が求められている。

乳幼児医療費助成制度においては、県が中心となって県全体を調整した結果、医療機関等の窓口で自己負担額の支払いを必要としない現物給付が実施されているが、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度においては、受給者が一旦自己負担額を支払い、その後、当該自己負担相当額の助成を受ける償還払いとなっており、受給者にとって経済的負担となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 全国一律の「子どもの医療費助成制度」の創設、健康保険の患者負担軽減措置対象年齢の拡大など、地域間格差のないよう少子化対策としての子どもの医療費への支援措置を国の責任において講じること。
- 2 国民健康保険に係る国庫負担金について、基本交付額から地方単独事業波及増額分を減額して交付する療養給付費負担金減額措置を廃止するなど、財政支援の充実を図ること。

骨髄バンクドナー助成制度について

厚生労働省において、白血病等の疾病の根治的治療法である造血幹細胞移植に用いるための骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業等については「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」によって適正な実施等について規定されており、同法第5条において、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策の策定と実施する責務を有することが定められている。

現在、骨髄バンクドナー助成制度は47都道府県中25都府県で実施されており、ドナーの他、ドナーを雇用する企業に対して助成を行う自治体もある。

法の規定にもあるように、自治体が骨髄バンクドナー制度の推進を果たすべき役割を担っていることは十分認識しているが、厳しい財政状況の中、必要な財源を確保することは非常に困難である。

本県においては、個人への休業補償として助成を実施している市町村に対して、1/2を補助する制度が存在するが、今後、骨髄バンクドナーを社会全体で推進するためには、個人に対する休業補償のみならず、ドナーを雇用する事業者に対しても助成できる制度設計とすることが求められる。

よって、「骨髄バンクドナー助成制度」を全国で設立できるよう、ドナーへの助成、並びにドナーを雇用している事業者への支援が可能となる補助金を交付するよう要望する。

保育施設の運営及び設置、維持管理等に係る国庫補助制度の拡充について

公立保育所の整備については、平成17年度まで次世代育成支援対策施設整備交付金による補助制度があったが、三位一体改革による一般財源化等により財政措置額が減となっている。また、施設改修等の整備にいたっては、交付税措置などの財源手立てはない。さらに、個別施設計画に基づく保育施設除却の際に発行する地方債には交付税措置はなく、全額地方負担となる。

また、公立保育所の維持管理に係る財政措置については、地方消費税交付金の増や、普通交付税の増などで補填されることとなっているが、そもそも普通交付税による財政措置は十分ではないため、今後、税収が豊かな地域との地方格差が広がる懸念がある。

公立保育所は、長年積み重ねてきた保育・子育てのノウハウや経験豊かな人材、地域におけるネットワークの活用など、公立保育所としての機能や特色を生かした子育て支援の拠点として、次世代育成の中心的役割を果たしていくものであり、加えて、人的・経費的に過重となる特別なニーズを持つ子どもへの事業を先導的・重点的に実施していくなど、地域福祉を担う公的機関としての役割も果たすものである。一方、民間の保育園等は、柔軟性・機動性を生かした保育サービスを提供していくことが可能である。公立と民間保育所がそれぞれの特性を十分に発揮し、効率的・効果的な保育所運営の実現を図るとともに、多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応することにより、保育サービス全体の充実とさらなる向上を図ることができる。

よって、公立保育所の整備やその運営について、地方負担の軽減を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 公立保育所の整備については、三位一体改革以前と同程度の財政措置を講じること。
- 2 公立保育所の運営にかかる普通交付税措置による財政措置については、実態に即した算定に努めるとともに、十分な措置を講じること。

出産・子育て環境づくりの拡充強化について

人口減少や少子高齢化が加速する中、安心して子どもを産み、育てることのできる社会をつくるためには、子ども・子育て支援サービスの向上を図るとともに自治体間での格差を生じさせない取組が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 待機児童の解消のため、保育士等の人材不足の解消に向けた積極的な対応策を講じること。
- 2 防接種法に基づく定期のインフルエンザ予防接種の対象範囲を18歳未満の子どもに拡大し、当該定期接種にかかる費用については、全額国庫負担とすること。

障害福祉サービス事業者等の不正防止対策等について

障害福祉サービス事業者等の不正請求による不正利得の返還請求について、現行の制度では国や県の自立支援給付費負担金等に相当する額を一時的に市町村が負担（返還）し、事後的に事業者から返還を受けることとされている。

そのため、事業者が解散等により支払不能と判断される場合は、市町村はその債権を放棄しなければならない状況にあり、現行制度が続いた場合、福祉の現場を担う市町村の財政を悪化させることになりかねない。

また、障害福祉サービスの提供体制における人材不足等が課題とされている中、障害福祉サービスの充実を図るためには、多様な事業主体の参入により、需要に対応していくことが必要であると認識しているが、事業者が不正に利益を得るために当該制度を悪用する事態が多発すれば、制度自体に対する利用者及び住民の信頼が揺らぐことになりかねない。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 事業者の不正防止のため、必要な情報を確認・提供し、不正を未然に防ぐ対策を講じること。
- 2 事業者の不正請求による不正利得返還請求について、事業者が直接国・県へ返還する制度に変更するなど、市町村の負担が課題にならない措置を講ずること。

G I G Aスクール構想実現に係る各種支援について

昨年、文部科学省において「G I G Aスクール構想」事業が打ち出され、児童生徒1人1台端末の整備や校内通信ネットワークの整備が行われるが、今回、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、令和5年度までに達成するとしていた端末整備のスケジュールの前倒しをなされ、早期の環境整備がなされることとなった。

今回の新型コロナウイルス感染症にかかる学校の一斉休業を受け、児童・生徒の学びの場を早急に確保することはもちろんであるが、優良な学習環境の維持のためには、定期的な機器の更新は避けられないものと考えている。

しかし、現行の補助制度は、今回の整備に限るものとなっており、今後の更新費用については、具体的な対策が明らかになっていない。

よって、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 更新費用については、今後想定される老朽化、製品寿命等に起因する更新、増設も補助対象とするなど、各自治体が継続的に機器等の環境整備が実施できるよう、特段の財政措置を講じること。
- 2 通信料や保守料に代表される維持管理経費についても、地方交付税の算入等ではなく、新たな補助制度を創設する等、各自治体の財政負担の軽減が実感できるようなものとする
- 3 「家庭学習のための通信機器整備支援」について、月々発生する通信料の軽減策として、補助制度の創設及び通信事業者への協力要請を講じること。

学校施設等の整備に係る財源の確保について

公立小中学校の施設整備については、老朽化した校舎の長寿命化や児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の改善など、様々な課題への対応が求められている。

特に、昨今、記録的な猛暑が続き、児童生徒の熱中症予防や学習効果の向上を図るためには、学校施設への空調設備設置を早急に進めることが求められている。

そのような中、国では、平成25年度に国庫補助事業の改善として「長寿命化改良事業」を創設し、平成30年度第1次補正予算において、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を設けたところである。

しかしながら、近年、国の公立学校施設の改修・整備に係る交付金は大幅に減少しており、多くの自治体で事業採択が見送られている状況にある。また、学習等供用施設等の公共施設についても老朽化が進んでおり、大規模改修計画に沿った長期にわたる計画的修繕が必要な状況にある。近年、大規模災害等が多く発生しており、学校と同様に災害時には避難所として活用される施設が多くあり、また、日ごろは地域活動の拠点としても欠かせない施設となっているため、早急な改修が必要となる。

多額の経費を要する学校施設等の整備を自治体単独で継続的に実施していくことは困難であり、国の財政支援は必要不可欠である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 学校施設の整備に係る必要な財源を確保し、確実な財政措置を講じること。
- 2 学校施設の整備に係る国庫負担金・交付金の算定基準単価が実勢の建築単価と大きく乖離していることから、実勢価格に見合った算定基準単価へ見直しを図ること。
- 3 学習等供用施設等の公共施設の早期改修に必要な財源を確保し、確実に財政措置を講じること。
- 4 財政負担の平準化及び整備期間の短縮を可能とするリースを活用した整備についての補助制度を新設すること。

- 5 空調設備設置後のランニングコストや、今後も必要となる設備の更新等についても、必要な財政措置を講じること。

学校教育指導体制の充実について

学校を取り巻く環境は、いじめ・不登校問題をはじめ、特別な支援を必要とする児童生徒等の増加など複雑・困難な状況にある。また、社会のグローバル化への対応力を養うICT教育や外国語教育の充実も求められている。

新学習指導要領においては、「主体的・対話的で深い学び」を通して、「（生きて働く）知識・技能」「（未知の状況にも対応できる）思考力・判断力・表現力等」「（学んだことを人生や社会に生かそうとする）学びに向かう力・人間性等」を育むことが求められ、学習の基盤となる資質・能力として、言語能力や情報活用能力の習得が重要となる。

そのような状況において、学校現場では担当教員が1人で授業を行いながら、配慮を要する児童生徒等への対応も一層迫られており、きめ細かな学習指導を行うには限界となってきている。

そのため、小学校の外国語活動・外国語の授業をサポートする語学指導支援員や特に配慮を要する児童生徒等への学習活動の支援を行う教育支援員を各学校に配置し、学習指導体制の充実に努めているところであるが、その経費も年々増加傾向にあり、厳しい財政状況において十分な対応が困難となっている。

学校による格差を生じさせず、児童生徒等の発達段階を考慮した基礎・基本の学習をきちんと理解し、習得できる教育の推進は義務教育の責務である。

よって、学校教育指導体制の充実を図るための財政支援の拡充、加配教員の増員及び専科教員の配置など、特段の措置を講ずるよう求めるものである。

特別支援教育の充実について

小・中学校の特別支援学級においては、在籍児童生徒の増加や障害の重複化、多様化に伴い、個別の教育的ニーズに応じた適切な対応と人的配置が課題となっている。加えて、通常の学級において、特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、通級による指導や特別支援教育支援員の必要性も増しているが、国の財政措置（地方交付税）による人員の配置は、自治体の財政状況により異なり、自治体によっては十分な配置が図られていない現状にある。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のための医療・福祉との連携や保護者支援等、連絡・調整を担う特別支援教育コーディネーターの存在は大きい。特に近年、早期発達支援の充実が求められており、「幼保小中連携」のパイプ役となる小学校におけるコーディネーターの役割の重要性が増している。

国においては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを構築していく方向性が示されており、その実現のためにも教員が児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導と支援を行う上で、更なる教育環境の向上が求められている。

よって、特別支援教育を巡る上記のような状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 小・中学校の特別支援学級における学級編制基準の見直しを行うこと。
- 2 特別支援教育支援員について、国庫補助制度の創設や国又は県による人的配置を検討すること。
- 3 小・中学校における特別支援教育コーディネーターの専任配置を進めること。
- 4 小・中学校に通級指導教室を設置できるよう、通級による指導に係る基礎定数の改善を図ること。

農林水産業におけるT P P 11協定等の経済連携協定対策について

日本など11か国が参加するT P P 11協定が、平成30年12月に発効され、また、平成31年2月の日E U経済連携協定の発効、さらに令和元年10月の日米貿易協定の署名など、これまで21の国・地域と18の経済連携協定（E P A・F T A）が発効・署名となった。

このような状況において、食料の安定的な供給に貢献してきた本県の農林水産業は、国際的な厳しい競争に直面することとなり、多くの農林水産業者は継続的な経営に対し大きな不安を抱え、先行きに対する懸念も増大している。

よって、T P P 11協定等の経済連携協定の発効が地方経済の再生や農林水産業の成長産業化へ直結するものとなるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 政策大綱に記載されている国際的競争力の強化、経営力強化や収益拡大に向け、生産現場の意見を取り入れた総合的な国内対策について、十分な予算を確保し、農林水産業の成長産業化を着実に進めること。
- 2 地域経済や国民生活全般に与える影響について、継続して把握・分析を行うとともに、長期的な担い手の育成や生産基盤の整備など、施策の一層の充実強化を図り、地域の農林水産業が持続的に維持及び発展できるよう万全の対策を講じること。
- 3 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（通称：畜産クラスター事業）について、事務の簡素化、年間スケジュールの提示を図るとともに、畜舎等の建設に伴う用地造成や付帯設備を補助対象に加えるなど、関税の引き下げで輸入品と競合が懸念される畜産業への不安が十分に払拭され、生産者が実施しやすい制度に改善すること。

強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について

宮城県は、古くから全国有数の米作地帯として栄え、「ササニシキ」、「ひとめぼれ」発祥の地であり、良質米の生産に努めている。ほ場整備事業実施地域においては、農事組合法人等が設立され、農地集積が進み地域農業の活性化が図られるとともに、大豆栽培が可能な汎用化水田の整備によって国内第2位の大豆作付面積を有している。また、平成29年には大崎地域の「大崎耕土」の伝統的水管理システムが評価され、世界農業遺産に認定され、世界に誇る地域資源を未来につなぐ取り組みを行っているところである。

今後、持続可能な農業を実現していくためには、農業の体質強化を図ることが不可欠であり、農地中間管理事業との連携を密にしつつ、市町村が農地の基盤整備を契機として農地集積し、農業経営体の育成などに努めていくため、国は、強い農業づくりの基盤となる農地整備事業の着実な推進が必要である。とりわけ、農業農村整備事業関係予算については、補正予算と臨時・特別の措置を含めれば、過去に大幅な削減が行われた時期以前の水準まで回復しているものの、計画的な事業執行を行うため、当初予算における安定的な財源の確保を要望する。

また、近年はイノシシをはじめとした有害鳥獣による農産物の被害が多発し且つ、広域化しており、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。このようなことから官民が協働し有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでいるが、鳥獣被害対策に要する市町村の財政負担の増大と有害鳥獣対策に係る担い手の不足等により、今後継続して被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況にある。

今後、強い農業づくりを推進する上で生産環境の整備とともに鳥獣被害防止総合対策交付金制度の一層の拡充を図るとともに、国が主体となり有害鳥獣の生息状況の的確な把握に努め、市町村の枠を越えた総合的な対策を実施するよう要望する。

水産都市における諸課題への対応について

四方を海に囲まれた我が国において、水産物の安定供給を図ることは、健康で充実した国民生活を維持するとともに、食料自給率の向上を図る上からも極めて重要な課題であり、主要水産都市は、水産業の振興に積極的に取り組んできたところである。

このような中、水産業を取り巻く状況は、資源の悪化による漁獲量の減少、漁業従事者の高齢化、担い手不足など国内外の諸要因に大きく影響され、一段と厳しい状況にあり、早急な対応が必要である。

全国の水産都市においては、少子高齢化、人口減少社会の進行により、生産年齢人口が減少し、慢性的な労働力不足となっている。とりわけ、東日本大震災後、被災地では労働力の流出の影響が大きく、漁船漁業の分野においては、漁船乗組員の新規就業者の確保と離職率の抑制が課題となっている。また、水産加工業の分野においては、施設を再建しても稼働率が低迷するなど復旧・復興の足かせとなっており、技能実習生や特定技能の外国人材の安定的な受入が必須となっている。

水産加工品の原材料についても、世界的な需要増や国内水揚げ量の減少により魚価高が継続している。加えて、海外からの輸入においては円安の影響を受けた場合、原材料調達が困難になり経営難に陥ることとなる。

また、このような中で、東日本大震災で被災した水産加工業者が自社施設の復旧のために受けた融資の据置期間終了による返済が水産加工業者の経営に大きな影響を与えている。

東日本大震災により災害から命を守るための多くの教訓を得たが、魚市場に上場、存置された魚介類への補償制度がないことから、津波による避難勧告・指示発令時において、魚市場関係者が迅速な避難行動をとる妨げになっている。

資源の悪化や地球温暖化による海洋環境の変化などにより、我が国における漁業生産が長期連続的に減少し、水揚げが不安定化する中、産地魚市場の経営は厳しさを増している。加えて近年は食の安全・安心が求められ、また、国を挙げて農林水産物の輸出を推進している中、産地魚市場においては、一層の高度衛生管理への対応が求められている。これらの条件が卸売機関の経営圧迫の要因となっており、その経営安定のための支援が必

要となっている。

海洋プラスチックを含む海洋ごみについては、国際的な関心が高まっており、海洋生態系の保全や水産資源の持続可能な利用を図っていく上で、対策が必要不可欠である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 遠洋・沖合漁業に従事する漁船乗組員の福利厚生及び新規就業者の確保に資するよう、低廉な定額料金による海上高速通信サービスの更なる高度化・普及に努めること。
- 2 世界的な水産物需要の増大により、加工用原料の確保が困難になっていることから、原料価格の高騰等により利益率が低下する場合に融資を受けやすくなるよう認定条件を見直すなど融資制度の充実を図ること。
- 3 水産資源の減少や販路回復の遅れなどにより、水産加工業者の本格的復興に予想以上の時間を要している中で、施設復旧のために受けた既存融資制度における返済猶予期間が終了することから、当該期間の延長等実情に沿った支援策を講じること。
- 4 津波による避難勧告・指示発令時並びに津波襲来時において、関係者が安心して避難行動をとることができるよう、魚市場に上場、存置された魚介類の滅失、損傷、価値低下等に対する救済措置の創設を図ること。
- 5 産地魚市場は、資源悪化や地球温暖化などにより取扱数量・金額が漸減傾向にある一方で、マーケットが求める高度衛生管理を維持するための運営コストの増加が課題となっていることから、高度衛生管理のための掛り増し経費に着目した卸売機関に対する新たな補助制度の創設や、開設者として市場施設の維持管理を担う自治体に対する財政支援を行うとともに、災害級の不漁などの事態にあっては、卸売機関の経営に対する緊急的な支援を講じること。
- 6 漁場機能の維持・回復に向け、漁業者等が行う海洋ごみの回収・処理、水産都市の漂流・漂着・海洋ごみ対策に係る財政措置を拡充し、漁具の適正な使用・管理を漁業者に指導するとともに、漁具等の持ち帰りやりサイクル技術の開発・普及を促進する

こと。

国際リニアコライダー（ILC）誘致への積極的な取組みについて

国際リニアコライダー（ILC）の日本誘致は、我が国が標榜する科学技術創造立国の実現や、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興にも大きく寄与するものである。

また、ILCの誘致実現により、世界最先端の研究を行う多くの人材の参集、国際学術研究都市の形成、被災地を含む東北全体での新産業創出及び技術革新のほか、科学技術分野での教育水準の向上等により世界に拓かれた地方創生の実現が期待されている。

このような中、平成31年3月7日に東京で開催されたICFA（国際将来加速器委員会）において、文部科学省から「ILC計画に関心を持って国際的な意見交換を継続する」とした政府見解を表明され、同年7月1日と2日の両日には、日本とフランス・ドイツの両国との官僚によるディスカッショングループを設置することで合意し、本年1月30日に公表された日本学術会議マスタープランではILC計画が「学術大型研究計画」に位置付けられたところである。また、これを踏まえ、本年2月20日に米国で開催されたICFA及びLCB（リニアコライダー国際推進委員会）の合同会議において、文部科学省から「関心を持って米欧との意見交換を実施する。」とした政府見解が表明されたところである。

今後は次のステージである政府間による国際分担案の協議開始に向けて、KEKをホストとする国際ワーキンググループによる経費負担を含む国際的な役割分担の協議進展が焦点となっており、加えて6月に公表された次期欧州素粒子物理戦略でILC計画への協力姿勢が明確化されている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 ILC計画を主導する立場として、各国との経費分担や研究参加に関する国際調整等の早期合意を目指し、ILCの確実な誘致実現を図ること。
- 2 ILC誘致実現に向けた政産官学及び地域社会での様々な取組を海外政府に情報発信の強化をすること。

3 ILC計画を我が国の科学技術の進展、さらには国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワークの形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、国土強靱化、地方創生等の柱に位置付けること。

航空機燃料譲与税の交付額の拡充について

平成25年7月に民活空港運営法が施行され、平成28年7月に仙台空港において空港運営の民営化が実現した。これに伴い、民間の資金や経営能力を用いた滑走路及び空港ビルの一体的運営により、効率と収益性を高め、原則一律とされた着陸料も低廉化が図られるほか、就航路線の拡大、さらには東北全域の地域活性化が期待されるなど、官民を挙げた一層の利用促進策がとられることとなっている。

他方、空港が所在する自治体では、従前から空港周辺地域における航空機の騒音防止等の環境対策に努めてきたところだが、今般の仙台空港民営化による就航便数の増便などの空港の活性化が、空港所在自治体に対し、これまで以上に環境対策上の負担を強いることが懸念される。

よって、空港所在自治体が、空港周辺地域における環境対策を十分に講じることができるよう、その貴重な財源となる航空機燃料譲与税交付額の拡充に向けた見直しを行うよう要望する。

なお、本年度にあっては、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う世界的な航空需要の低迷により、当該譲与税の大幅な減収が見込まれることから、継続的に空港周辺地域の環境整備を図るための財源を確保できるよう特段の財政措置を要望する。

県内基幹交通網の整備について

国道4号は、東日本大震災時、東北縦貫自動車道やJR東北本線・東北新幹線が不通となる中、首都圏への唯一の幹線道路として大きな役割を果たしたが、工業団地への企業進出等による交通渋滞はもとより、冬季期間にあつては降雪等に起因する東北縦貫自動車道の度重なる通行止めによる渋滞が生じており、当該路線の慢性的な渋滞が企業活動の阻害となっている。

また、道路法の改正が行われ、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため重要物流道路の制度が創設され、平成31年4月に1次指定がなされたことにより、さらなる物流生産性の向上が期待されている。

東日本大震災において緊急輸送路として重要な役割を果たした国道47号は山形県境付近において道路未改良区間が存在しており、防災機能を高めた整備が求められている。

国道108号は、既に事業着手し一部完成供用されている新庄酒田道路と接続することにより、災害時における緊急避難路や救援・救護道路の役割を担い、沿線地域に住む者にとっての「命の道」として広域的な防災機能を持つ重要な路線であるとともに、太平洋側の三陸復興国立公園と日本海側の最上川等の観光地を連絡することによる新たな広域観光圏の形成、さらに石巻港と酒田港が連結することによる物流ネットワークの形成等、地域活性化へ大きく寄与する路線であり、早期の実現が求められている。

いずれの路線の整備も東北地方の復興に大きな役割を果たすことはもとより、平常時・災害時を問わず安定的な輸送の確保が必要な路線であり、地域経済の発展や災害時における緊急避難路や救援・救護道路の役割を担うことから事業の早期完成が強く求められているところである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国道4号の4車線拡幅の未事業区間（白石地区・荒谷地区）については早期の事業化を図るとともに、事業区間（大衡道路拡幅事業・築館バイパス事業）については早期供用を図ること。

- 2 緊急輸送路である国道47号の道路改良について、防災機能を高めた安全で安心な道路網の整備として通常予算の別枠で実施すること。
- 3 現在整備が進められている国道108号古川東バイパスについて、着実に事業を推進すること。
- 4 被災地の産業の再生と観光振興を支援する路線として、国道108号石巻河南道路を着実に新規事業化されるよう、調査・検討を推進すること。
- 5 東日本大震災により壊滅的な打撃を受けた三陸沿岸地域の復興と今後の防災対策として、また、東北中央部における太平洋、日本海地域を結ぶ地域発展には欠かすことのできない東西交通軸としての機能を確立するため、地域高規格道路「石巻新庄道路」の早期実現を図ること。
- 6 重要物流道路の追加指定は、ネットワークの見直しを含め、自治体の意見を聞きながら検討すること。また、物流上重要な道路については、事業中、計画中の路線も含めて確実に指定した上で、指定されたネットワークを中心に機能強化や整備の重点支援を行うこと。

みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について

みやぎ県北高速幹線道路は、高速道路体系の縦軸となる東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を横軸として結ぶ地域高規格道路で、県北内陸部の登米・栗原圏域と三陸沿岸部の気仙沼・本吉圏域の地方中心都市相互の連携を強化し、産業・観光の活性化、物流の効率化、さらには、高次救急医療のアクセス道路としてなど、暮らしと命を守る重要な道路であり、地域の発展の基盤となる社会資本である。加えて富県宮城を実現する道づくりにおいて核を担う道路でもあることから、早期整備が熱望されている。

また、東日本大震災においては、沿岸部と内陸部を結ぶ東西軸が広域的な復興支援に大きく寄与したことなどから、本路線が被災地の早期復興を支援する「復興支援道路」として位置づけられたこともあり、その重要性はますます大きくなっている。

現在、Ⅲ期区間（佐沼工区）については、復興財源により加速度的に重点的な整備が行われているが、通常事業として連結許可された、みやぎ県北高速幹線道路と東北縦貫自動車道を結ぶ、(仮称)栗原インターチェンジについては、平成30年度に事業着手したところであるが、一日も早い事業完了に向けた取組が重要となっている。

加えて、Ⅰ期区間とⅢ期区間を繋ぐⅤ期区間については、いまだ事業化されておらず、三陸縦貫道との相互乗り入れにおいては計画も示されていない現状となっている。特にⅤ期区間（北方バイパス区間）の整備は、県北地域の高速幹線道路体系のミッシングリンク解消のために必要不可欠であり、道路利用者の利便性向上、時間的短縮が図られ、県北地域の高速道路体系の更なる向上が見込まれる。

みやぎ県北高速幹線道路の全区間が高規格道路として整備されることは、宮城県北地域と岩手県南地域を視野に入れた広域的な連携に加えて、被災沿岸部の観光や産業振興にも大きく寄与する。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 東北地域の高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入

- れをする(仮称)栗原インターチェンジの早期整備を図ること。
- 2 県北地域の高速交通体系におけるミッシングリンクの解消に向け、Ⅴ期区間(北方バイパス区間)の整備について早期事業化を図ること。
 - 3 「復興支援道路」としての早期効果が図られるよう、現在整備が進められている事業区間に対して重点的な予算配分を図ること。

三陸沿岸部の道路交通網の整備について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東日本一帯に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、その状況は筆舌に尽くしがたいものとなった。

今回の大震災では、三陸地域の基幹道路である国道45号は各地で寸断されたものの、三陸沿岸道路の供用区間においては損傷がほとんど無く、津波襲来時の避難道路やその後の緊急物資の輸送道路として極めて有効に機能し、まさに「命の道」であることが明確になった。

このような中、国では、三陸沿岸道路を復興道路と位置付け、震災復興のリーディングプロジェクトとして全線事業化し、今日まで順調に事業の進捗が図られてきた。現在、（仮称）気仙沼湾横断橋を含む県内すべての区間が令和2年度までに開通する見通しが示され、三陸沿岸地域の住民は全線開通に大きな希望と期待を寄せている。

また、内陸部から三陸地域へアクセスする「くしの歯形」の救援ルートが被災地への救急活動や救援物資の輸送道路として有効に機能し、国道284号は、まさに「命を守る道路」と強く認識したところである。

大島地区では、住民長年の悲願であった「気仙沼大島大橋」の開通により離島であるが故の諸課題は解消されたが、同時に供用される予定であった橋梁のアクセス道である一般県道大島浪板線の一部区間（国道45号東八幡前から浪板橋までの区間及び磯草から浦の浜までの区間）の整備が完了しておらず、国道45号及び大島の玄関口である浦の浜への円滑な接続と交通渋滞の緩和を図るため同路線の早期全線整備が求められている。

県最北端に位置する唐桑地区では、東日本大震災の際に至る所で道路が寸断され、長期間孤立状態が続くなど、災害時や緊急時の輸送路・搬送路に関して、常に交通上の支障の発生が危惧されることから、唐桑地区と鹿折地区を結ぶ主要地方道気仙沼唐桑線「気仙沼・唐桑最短道」の未事業化区間（舞根～浪板）の早期事業化が強く望まれている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 三陸沿岸道路全線の早期開通を図ること。

2 災害時等における緊急輸送や代替機能確保を図り、沿線及び三陸沿岸地域の産業振興及び交流圏の拡大のため、国道284号の高規格化の早期実現を図ること。

仙台北部道路の整備促進について

仙台北部道路は、東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結び、仙台東部道路及び仙台南部道路と一体となって仙台都市圏における自動車専用道路環状ネットワークを形成する高規格幹線道路で、仙台北部中核工業団地と仙台港及び仙台空港を有機的に結び、地域の発展と産業の振興を図るためにも重要な道路である。

平成25年12月の富谷インターチェンジ開通（国道4号接続）、平成27年3月の常磐自動車道開通以降、三陸縦貫自動車道などの高速道路整備が進み、仙台都市圏高速環状ネットワークとの連携が強化され、利便性と定時性に優れた道路環境が形成されている。

しかしながら、富谷インターチェンジ付近の高屋敷地区工業用地において、企業の立地が進み、県内外から数多くの方々が往来し、周辺道路の交通混雑が助長され、一般車両の通行はもとより、緊急車両の通行への影響等に対し、強い懸念を抱いている。また、今後も近隣の工業用地を含め、具体的な企業立地が見込まれていることから、円滑な物流環境を確保する必要がある。

このように、企業立地に伴う従業員の通勤車両や物資運搬に係る大型車両等による交通量増加と国道4号等幹線道路の渋滞緩和及び東北縦貫自動車道を利用する方々の利便性、双方の観点からも仙台北部道路の4車線化及び富谷ジャンクションのフルジャンクション化は、益々重要となる。

この中、令和元年9月10日に国土交通省にて策定された「高速道路における安全・安心基本計画」において「暫定2車線区間における優先整備区間」に選定され、計画的な4車線化の推進が必要な高速道路として位置付けられた。

よって、整備効果の重要性を十分認識するとともに、仙台北部道路の経済・環境・防災機能をさらに強化するため、暫定2車線区間である仙台北部道路の4車線化及び富谷ジャンクションのフルジャンクション化の整備に向けて、早期に事業化を図るよう要望する。

仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の整備について

仙台空港は東北の空の玄関口であり、東北における高速交通体系の中樞をなす施設であるが、東日本大震災による津波により長期にわたり使用不能となった。これを山形空港が機能補完し、宮城県内への人・支援物資等の供給が図られたところである。

このようなことから、大規模災害等により、日本海側が被災した場合、仙台空港が拠点となり、大きな役割を果たすことが想定され、仙台空港と日本海側を結ぶ緊急輸送路の整備が不可欠と考える。

また、今回のような未曾有の大災害に備え、仙台都市圏内の広域環状機能の道路整備も相互支援、連携等の面から極めて有効であり、この機能と仙台空港を連携させることも大変有益であると考えます。

さらに、他地域での災害時には、東北の太平洋側の輸送の要である仙台空港が東北縦貫自動車道と直結することで、迅速な緊急支援物資の輸送拠点となることが期待される。

よって、道路着工基準の見直し方針等を踏まえ、仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送道路の整備を国の直轄事業として早急に取り組むよう要望する。

白石・角田・山元間の広域的な幹線道路の整備促進について

東北縦貫自動車道及び国道4号は宮城県内の産業・経済・文化の発展と福祉の向上に大きく寄与する重要な路線である。これらの重要路線が地震等の災害により遮断された場合の対応策として、東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する広域道路（交流促進型）を地域高規格道路として整備することが求められている。

また、宮城県南部地域の生活基盤の発展には、環太平洋経済圏と環日本海経済圏の交流のさらなる促進が不可欠であり、新潟、山形、宮城及び福島各県を結ぶ国道113号の整備促進が緊急の課題となっている。

よって、広域的な横断道路として、白石・角田・山元間の東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する地域高規格道路を指定し整備を図ること。

国道349号の整備促進について

国道349号は、茨城県水戸市を起点とし、柴田町槻木地内に至る延長約260km（宮城県管理延長24.9km）の幹線道路である。福島県と宮城県との社会交流を支え、地域の連携を促すネットワークとして、また、災害時の東北縦貫自動車道や国道4号の代替道路としても重要な役割を担っている。

本路線は、仙台方面と角田市を結ぶ最重要路線であるが、主要地方道白石柴田線との接続部分は本路線が従道路となっていることから朝夕の渋滞を引き起こしている。これを解消するため、主要地方道白石柴田線との接続部分について、本路線を主道路とする改良が必要である。また、本路線の角田市江尻地内から柴田町下名生地内において、阿武隈川左岸堤防兼用道路となっているため、家屋連担等の兼ね合いから道路拡幅に困難を極め、屈曲部が多く両側にガードレールが設置されている箇所もあることから、近年の交通量の増加、特に大型車輛の増加により、歩道未整備区間での歩行者、自転車通行が危険な状況にある。

よって、福島県境までの道路拡幅整備を県管理から国による直轄権限代行事業として、早期の整備促進を図ること。

国道4号・6号交差点改良整備促進について

国道4号と6号が合流する岩沼市藤浪地区の交差点は、国道4号を北上する車両の6号への右折ができない通行形態のため、生活道路である市道の通行を余儀なくされ、騒音・振動や歩行者等の通行が危険に晒されるなど住民の生活環境が著しく悪化しているほか、交差点付近では慢性的な渋滞が生じている。

よって、当該交差点の改良について、今後とも事業の進捗に合わせた情報の提供をするとともに、一日も早く完成するよう要望する。

仙台塩釜港（石巻港区）の整備促進について

東北唯一の国際拠点港湾として統合した仙台塩釜港（石巻港区）は、東北地方における紙・パルプ、木材、飼料等の生産、供給拠点であり、本県北部の産業振興に大きく寄与するとともに、石巻圏域の雇用を支える重要な場所である。

震災以降、石巻地域をはじめとした本県沿岸部の人口減少は著しく、特に若者の首都圏及び仙台圏への流出が大きな課題となっている。若者の流出抑制には、雇用の安定した維持・確保が必要であり、地域経済の拠点である石巻港区に立地する企業各社が競争力を強化し、更なる成長を果たしていくためには、港湾機能の一層の強化が必要不可欠である。

また、この度の震災を教訓とし、全ての方々が安心して港を利用するための環境整備のほか、有事の際には、防災拠点としての機能も併せ持つ「災害に強いみなとづくり」の実現が重要となっている。

さらに、地域経済の活性化と交流人口の拡大に繋がるクルーズ船の誘致は、地方創生を推進する重要な手段の一つであるが、新型コロナウイルスの感染拡大による寄港中止が相次ぎ、当地域への訪日観光客は大幅に減少している。事態終息後には、特に大きな打撃を受けた観光産業を早期に復活させるため、これまで以上に誘致活動を推進することが必要となる。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 仙台塩釜港（石巻港区）と企業各社の更なる発展を遂げるため、港湾整備の整備維持管理に必要な予算の確保に努めること。
- 2 雲雀野地区港内静穏度の更なる向上に向けた南防波堤の整備を推進すること。
- 3 大規模災害時の物資輸送機能など、緊急時に港湾が担う役割は重要であることから、防災拠点としての機能確保（耐震化）及び、今後の取扱貨物やクルーズ船需要の高まりに伴う岸壁利用の混在解消を目的として、雲雀野地区への新たな岸壁整備に向けた検討を行うこと。

- 4 新型コロナウイルス終息後のインバウンド（クルーズ船）誘致に向けた支援体制の強化を図ること。

阿武隈急行線車両更新に伴う財源措置について

阿武隈急行線は、福島県福島市の福島駅と宮城県柴田町の東北本線槻木駅間の54.9 kmを運行し、沿線住民の通勤や通学、また、観光客などが利用しており、年間約250万人が利用する宮城・福島両県をつなぐ地域の基幹交通として極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、沿線地域の人口減少やマイカー利用者の増加に伴い、輸送人員の確保が困難な状況が続いており、また、昨年11月に発生した令和元年東日本台風は沿線地域に甚大な被害を与え、さらに新型コロナウイルス感染症による移動自粛等により利用者が激減し、令和元年度決算においては過去に例のない10億円にも上る「当期純損失」を計上することとなった。

令和2年4月における角田駅の利用者数は、1日平均361人（前年比22.4%）と、前年4月の1日平均利用者数1,614人から大きく落ち込んでおり、利用者の回復に向けた方策が急務となっている。

阿武隈急行を今後も存続させていくことは、地域の公共交通の確保のための重要な手段であることから、定期的な車両の更新は永続的なサービスの提供のためにも必要不可欠となっている。そのため、阿武隈急行(株)は、国の補助事業（インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業等）の活用により、これまで2編成4両の車両の更新を計画的に進め、更に数編成の更新が必要となっているが、これまでの車両更新に係る国の補助スキームでは、自治体の財政負担が重く、台風被害からの復旧復興に取り組む沿線自治体としては、その財政的負担は非常に大きいものとなっている。

したがって、阿武隈急行線の早期の全線運行再開に向け、積極的な財政支援を実施し、また、路線存続に向けた特段の措置を講じるよう要望する。

一級河川迫川流域に係る総合的な治水対策事業等の実現について

治水は、市民の生命、財産を守る上で最も重要な施策であり、安全・安心な地域づくりに欠くことができない。

迫川流域の治水対策は、昭和7年に着手し、長沼ダム整備事業を基幹として着実に整備が進められているものの、平成14年7月の台風第6号の集中豪雨では、二迫川は堤防決壊、迫川は堤防越流するなど、周辺家屋や農地への洪水被害は甚大であった。

近年、台風の大型化や気候変動の影響を受け、大雨による河川氾濫や浸水などが増加傾向にあり、平成21年10月の台風第18号や平成25年7月の集中豪雨、最近では平成27年9月の関東・東北豪雨、令和元年10月の台風第19号により甚大な被害が発生し、住民の生活及び事業者の活動にも多大な影響を及ぼした。

今後さらに発生する集中豪雨などの自然災害に対処するため、国は、長沼ダムが供用を開始し、その機能が十分発揮されたことを受け、その上流域全般の河川を「迫川圏域河川整備計画」の重点区域に位置づけ、計画を前倒しして実施すること。

水道事業に対する財政支援の拡充等について

安全で良質な水道水の確保や災害時の給水確保等、水道に対する市民の要求は高まる一方で、水道管の老朽化が進み、計画的な更新を行うにも巨額な資金が必要となることから水道管の更新が進まない状況にある。

水道管路緊急改善事業を活用した国庫補助については、対象を基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に限定されており、管路全体の延長の多くを占める配水支管は補助対象外となっている。需要者への水の供給に欠かすことのできない、重要な役割を持つ配水支管の老朽化対策は喫緊の課題であり、当該管路の更新を市町村の自主財源により行うことは財政的にも困難な状況にある。

よって、水道事業に対する国庫補助事業について、布設後20年以上経過した全ての管種を対象とするとともに、補助対象を配水支管まで拡大するよう要望する。

下水道事業高資本費対策の対象要件について

下水道事業は、先行して多額の建設費を投じ、これを使用料で回収する事業スキームとなっているとともに、建設期間が長期に亘る事業である。このため、地形及び地質条件等により建設費が割高になると、経営に大きな影響を与えるため、資本費負担を軽減することを目的として、一定要件を満たした場合に資本費の一部が交付税措置されている。

この高資本費対策の対象事業は、供用開始後30年未満の下水道事業と一律に規定されており、供用開始後、大規模な住宅開発等により数回に亘り処理区域を拡大するなど大規模な整備を行っている場合でも、30年目以降は高資本費対策の対象とはならない。一方、類似の制度として、上水道の高料金対策に要する経費の繰出基準があるが、供用開始後経過年数の制限はない。

昨今の景気低迷等に伴い、下水道使用料も伸び悩んでいるところであり、資本費の負担がますます難しい状況になっている。また、30年目以降を対象外とする当該規定については、合理性に問題があるとし、総務省においてすでに見直しに係る検討を行っているところである。

よって、地方自治体の下水道事業経営の健全性を確保し、下水道使用者の多大な負担を軽減すべく、供用開始後経過年数の制限を早期に撤廃するよう要望する。

被災した個々の宅地の迅速な安全確保と早期復旧のための支援制度の構築について

令和元年東日本台風等、近年頻発する自然災害においては大規模な災害のほか、個々の宅地の擁壁崩壊やがけ崩れ等が生じ、個人では応急対策や復旧が困難な事案が多発した。

大規模な災害への対応は既存の支援メニューがあるものの、個々の宅地被害についてはその条件を満たさないため、令和元年東日本台風の宅地被害においても、迅速な応急対策工事や復旧工事を施すことが困難な状況であった。

そのため、近年頻発する自然災害に備え、個々の宅地被害が発生した際、二次被害を防止し迅速な安全確保のため、所有者自らが行う応急対策工事と復旧工事のための支援制度を早期に構築することが必要である。

よって、自然災害により被害を受けた個々の宅地について、所有者自らが行う応急対策及び早期復旧のための支援制度を構築するよう要望する。

